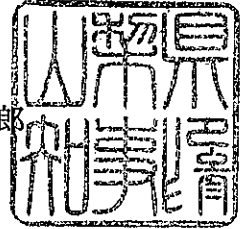


市第2660号
令和5年11月1日

山梨県個人情報保護審議会長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について（諮問）

このことについて、知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第10条第1項及び同条第2項により準用する第6条第1項の規定により、貴審議会に諮問し、意見を求めます。

1 諮問事項

特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について
（評価書名「住民基本台帳ネットワークに関する事務（全項目評価書）」）

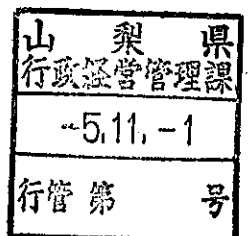
2 理由

住民基本台帳ネットワークにおいて、県は特定個人情報ファイルを保有することから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、平成27年7月に特定個人情報保護評価書を作成・公表し、これまで必要に応じて見直しを行っています。

今般、住民基本台帳法の一部改正により、新たに構築される附票連携システムにおいて県は特定個人情報ファイルを保有する予定であることから、特定個人情報ファイルに対する重要な変更該当するため、知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第10条第1項の規定により評価を再実施する必要があるため、貴審議会の意見を求めるものです。

添付資料

- ・住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）



住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書(案)の概要

1. 特定個人情報保護評価(再評価)を実施する背景

I 特定個人情報保護評価(再評価)の概要

特定個人情報保護評価とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル(以下「特定個人情報ファイル」という。)を保有しようとする又は保有する地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適正な措置を講ずることを宣言(評価書の作成)するもの。

また、当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更※を加えようとするとき、特定個人情報保護評価を再実施することとされている。

※「特定個人情報保護評価規則」第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として「特定個人情報保護評価指針」で定めるもの

なお、評価書は特定個人情報ファイルの対象人数により、原則として以下のとおり区分される。

対象人数	作成すべき評価書
1,000 人未満	実施は義務付けられない
1,000 人以上 100,000 人未満	基礎項目評価書
100,000 人以上 300,000 人未満	基礎項目評価書+重点項目評価書
300,000 人以上	基礎項目評価書+全項目評価書※

※全項目評価書の作成には住民の意見聴取及び有識者による第三者点検が必要

II 住民基本台帳ネットワークシステムにおける特定個人情報保護評価の必要性

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」「(デジタル手続法)の施行により、住民基本台帳法等の改正が行われ、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用を実現するため、従来の住民票を基盤とする個人認証に加え、国外に転出して住民票が消除された後も利用可能な戸籍の附票を基盤とする個人認証を行うこととなった。

都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)、都道府県における附票都道府県サーバ及び地方公共団体情報システム機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る事務を実施する。

都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれないものの、「都道府県知事

保存附票本人確認情報ファイル」は附票連携システムにおいて、個人番号に紐付けてアクセスできるとの観点から、特定個人情報ファイルに該当する。このことにより、特定個人情報ファイルに対する重要な変更¹に該当するため、今般、特定個人情報保護評価の再実施を行う。

2. 特定個人情報保護情報保護評価書（全項目評価書）の概要（下線が修正箇所）

I 基本情報

<記載の考え方>

評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象となる事務及び使用するシステムの内容について具体的に記載する。

（事務の名称）

住民基本台帳ネットワークに関する事務

1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

（システムの名称）

(1)住民基本台帳ネットワークシステム

(2)附票連携システム

（取り扱うファイル名）

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

（ファイルを取り扱う理由）

(1) 転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため

(2) 国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため

（個人番号を利用する法令上の根拠）

住民基本台帳法

（情報提供ネットワークシステムとの接続）

接続しない

II 特定個人情報ファイルの概要

<記載の考え方>

評価対象の事務において取り扱うこととなる特定個人情報（ファイル）の内容、入手・使用方法、取扱いの委託並びに当該情報の提供及び移転に係る方法等を具体的に記載する。

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

（ファイルの内容）

山梨県内の市町村において住民票に記録された者の個人番号、4情報（氏名・住所・生

年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報とする。

(保有開始日)

平成27年7月27日

(特定個人情報の入手・使用)

住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバにおいて、市町村CSを通じて、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手し、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構に対し本人確認情報の更新を通知する。

(ファイルの取扱いの委託)

- ・都道府県サーバの運用監視について委託する
- ・山梨県が設置する端末等の運用管理について委託する

(特定個人情報の提供・移転)

住基法及び番号法の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報の提供又は移転を行う。

(特定個人情報の保管・消去)

特定個人情報は施錠管理及び入退室管理を行っているサーバ設置場所で保管するとともに、保管期間の満了したデータはシステムで自動判別し、消去する。

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

(ファイルの内容)

山梨県内の市町村において戸籍の附票に記録された者の4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報とする。

個人番号については、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。

(保有開始日)

デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。

(特定個人情報の入手・使用)

附票連携システム内の附票都道府県サーバにおいて、市町村CSを通じて、附票本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手し、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構に対し附票本人確認情報の更新を通知する。

個人番号については、入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある。

(ファイルの取扱いの委託)

- ・附票都道府県サーバの運用監視

(特定個人情報の提供・移転)

国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。

(特定個人情報の保管・消去)

附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存された後にシステムにて自動判別し消去する。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

<記載の考え方>

評価対象事務における特定個人情報ファイルの取扱いの中で想定されるリスクへの対策について、特定個人情報ファイルの内容等を踏まえ、評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかを具体的に確認することでその対策を評価する。

(特定個人情報の入手におけるリスク)

※目的外の入手、不適切な方法による入手、不正確な情報の入手、入手の際の情報漏えい等のリスク

情報の入手方法は、住基法に基づき市町村からの専用回線による通知のみに限定される。

情報の正確性、真正性は、市町村における厳格な本人確認により担保される。

(特定個人情報の使用におけるリスク)

※目的を超えた紐付け、権限のない者による不正使用、事務外の使用、不正に複製される等のリスク

都道府県サーバと宛名管理システム、庁内システムは接続しない。

附票都道府県サーバと宛名管理システム、庁内システムは接続しない。

都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、国外転出者に係る個人番号を連携する処理に限られるよう、システムにより制限する。

操作者のアクセス権限は業務内容に応じた必要最小限を付与することとし、静脈による生体認証により操作者を認証する。また操作履歴を適宜確認し、記録する。

(ファイルの取扱いの委託におけるリスク)

※不正な方法による入手、使用、提供、保管・消去、契約終了後の不正な使用、再委託等のリスク

都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先には特定個人情報ファイルの閲覧及び更新の権限を付与しない。

附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先には特定個人情報ファイルの閲覧及び更新の権限を付与しない。

代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接、本人確認情報に関わらない事務を対象としている。

(特定個人情報の提供・移転におけるリスク)

※不正又は不適切な方法による情報の提供、誤った情報又は誤った相手に情報提供する等のリスク

情報の提供・移転記録はシステム上、7年分保存されており、住基法及び番号法で認められた情報の提供・移転以外の不正又は不適切な情報の提供等の有無を確認する。

(特定個人情報の保管・消去におけるリスク)

※情報の漏洩、滅失、毀損、情報が更新されない又は消去されない等のリスク

情報の保管場所への入退室管理等の物理的対策やセキュリティ更新プログラムの更新等の技術的対策を実施する。

情報は市町村の住民基本台帳の更新等に合わせて通知・更新される仕組みとなっており、これらの整合性処理を定期的実施する。

附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみであり、情報は更新されない。

IV その他のリスク対策

<記載の考え方>

I 及び II の記載内容並びに III のリスク対策等が実施されているか等の確認のため行う自己点検の確認方法や、操作者への教育内容について具体的に記載する。

(自己点検・監査)

リスク対策等が評価書の記載内容のとおり実施されているか等を自己点検及び内部監査により確認する。

(従事者への教育・啓発)

住基ネット関係職員等に対して毎年度研修を実施し、住基ネットの利用やセキュリティについて必要な知識の習得を図る。

V 開示請求、問合せ

<記載の考え方>

特定個人情報の開示等の請求を行う場合の請求先等について具体的に記載する。

(開示請求、問合せ)

開示請求及び問合せ先: 山梨県総務部市町村課行政選挙担当 (Tel.055-223-1424)

VI 評価実施手続

<記載の考え方>

評価実施手続について、具体的に記載する。

(しきい値判断結果)

基礎項目評価及び全項目評価の実施を義務付けられる。

(国民・住民等からの意見聴取)

期間:令和5年9月15日(金)から令和5年10月14日(土)まで

意見:なし

(第三者点検)

山梨県個人情報保護審議会

3. 今後のスケジュール

令和5年12月11日	第三者点検(山梨県個人情報保護審議会の意見聴取)
令和5年12月下旬	国(特定個人情報保護委員会)への評価書の提出 評価書の公表(山梨県ホームページ)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(以下、住基法という。)に基づき市区町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。・附票連携システムにおいて、都道府県は、住基法に基づき市区町村から附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行う等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。
------	---

評価実施機関名

山梨県知事

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の内容 ※	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に山梨県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う(別添1を参照)。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③山梨県知事から本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれないものの、「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は附票連携システム上、個人番号に紐付けてアクセスできるとの観点から、特定個人情報ファイルに該当する。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③山梨県知事から附票本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の都道府県サーバ部分について記載する。</p>
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対し当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 山梨県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 山梨県の他の執行機関又は他部署による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対し住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとして都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (附票連携システム)</p>

システム2									
①システムの名称	<p>附票連携システム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 山梨県以外の執行機関への情報提供又は他部署への移転 山梨県以外の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）で認められた場合に限り、山梨県以外の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合があります。 3. 附票本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他（	）
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他（	）								

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

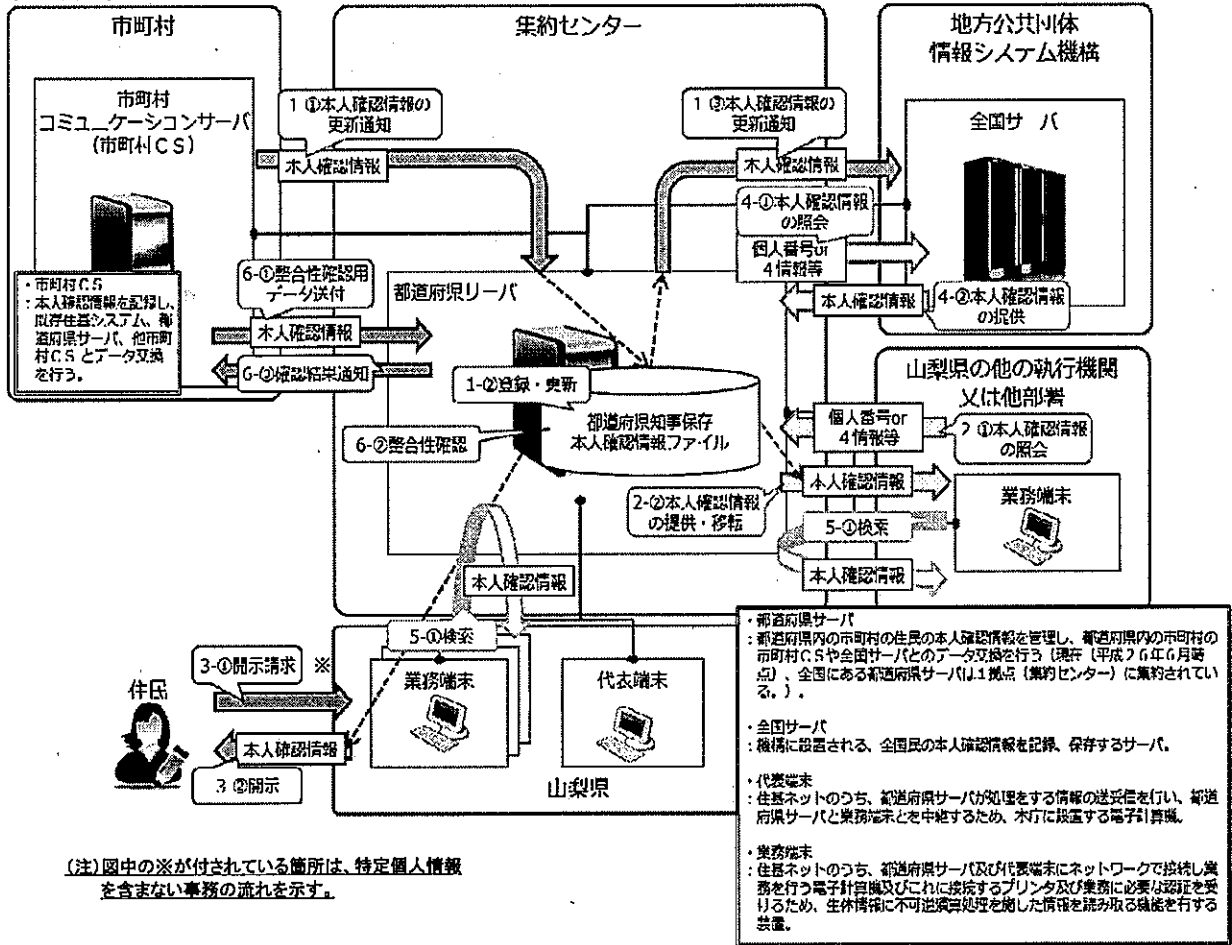
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

<p>①事務実施上の必要性</p>	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 山梨県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載のと通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③山梨県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 山梨県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載のと通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、山梨県内の戸籍の附票に記録された者に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③山梨県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。
<p>②実現が期待されるメリット</p>	<p>住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、もって住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながるが見込まれる。</p> <p>また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県総務部市町村課
②所属長	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①. 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③. 地方公共団体情報システム機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 山梨県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転

- 2-①. 山梨県の他の執行機関又は他の部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②. 山梨県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対し検索の要求を行う。

※山梨県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(注1)には、山梨県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。

(注1)山梨県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(特定個人情報を含まない)。
- 3-②. 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①. 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

5-①. 4情報の組合せを検索キーとして、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

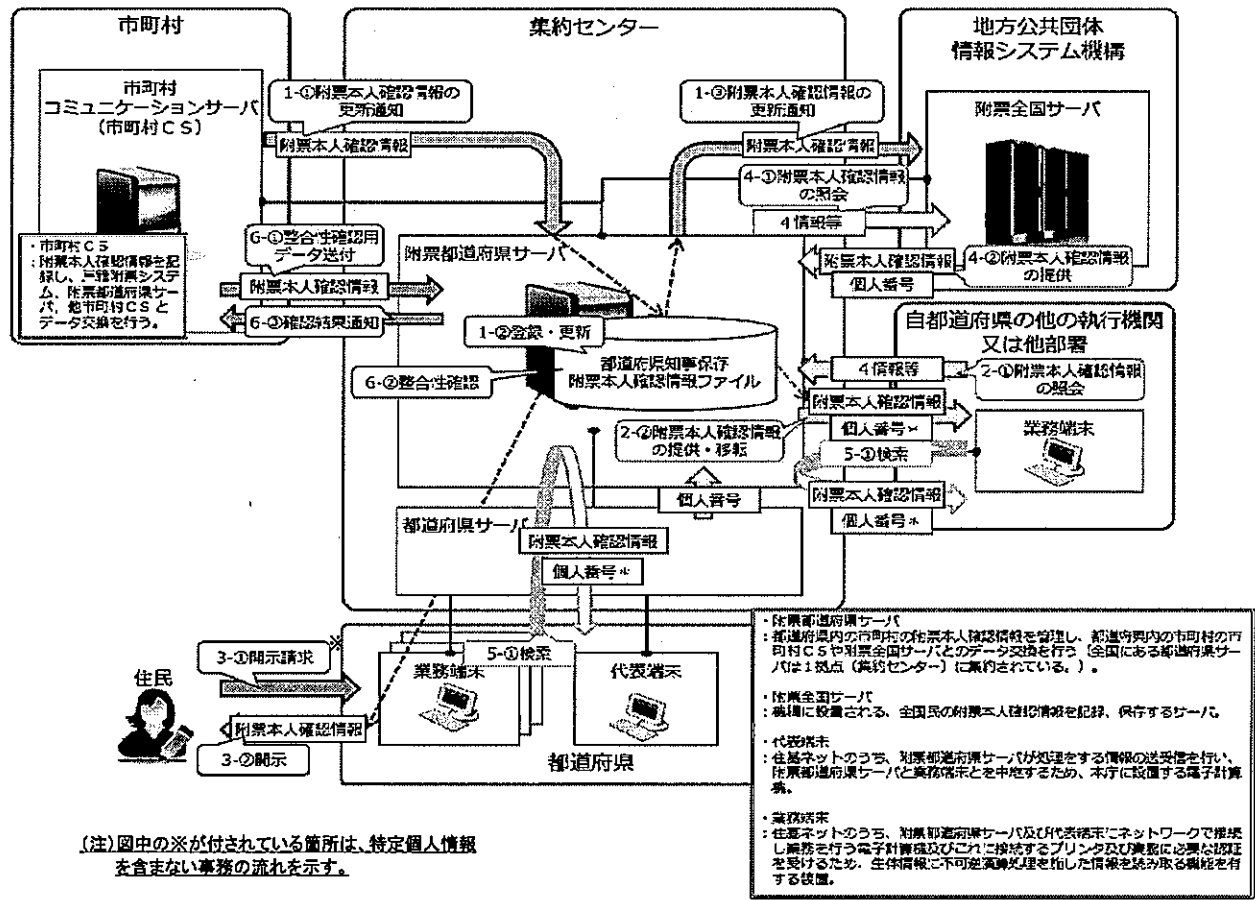
6. 本人確認情報の整合性確認に関する事務

6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。

6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。

6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 山梨県内の戸籍の附票に記録された者に関し市町村において受け付けた異動の情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 山梨県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 山梨県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 山梨県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。
その際、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。
※山梨県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、山梨県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(注2)により行う。
(注1) 自都道府県以外の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
(注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6.附票本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	山梨県内の住民(山梨県内のいずれかの市町村において、住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において山梨県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月27日
⑥事務担当部署	山梨県総務部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (山梨県内の市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する。)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住民基本台帳ネットワークシステムで管理する必要があるため、市町村から山梨県へ、山梨県から機構へと通知がなされることとされているため。	
⑤本人への明示	山梨県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住民基本台帳法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において山梨県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	山梨県総務部市町村課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	①市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対し当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ②山梨県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(山梨県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(都道府県サーバ→山梨県の他の執行機関又は他部署)。 ③住民からの開示請求に基づき(住民→都道府県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ④4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとして都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ⑤4情報等をキーとして地方公共団体情報システム機構へ機構保存本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)、該当する個人の本人確認情報を受領する(全国サーバ→都道府県サーバ)。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	
	情報の突合 ※	・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。 ・山梨県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づき本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	住民基本台帳法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づき統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨佐田開封口	平成27年7月27日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバに運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ	
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	県民等から委託先名の問合せがあった場合は、山梨県総務部市町村課が回答する。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。

委託事項2		住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務
①委託内容		県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用管理業務を委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器について運用管理を委託する。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記載された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (運用保守上必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認)
⑤委託先名の確認方法		県民等から委託先名の問合せがあった場合は、山梨県総務部市町村課が回答する。
⑥委託先名		株式会社 YSK e-com
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により県の承認を得ることとしている。
	⑨再委託事項	県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器に関する運用管理業務。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない業務を対象としているため、再委託先においては、特定個人情報ファイルに記載された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	山梨県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づき都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	山梨県の他の執行機関
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住民基本台帳法別表第六及び山梨県住民基本台帳法施行条例に掲げる、山梨県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※ 住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	山梨県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

提供先3	住民基本台帳法上の住民
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。
移転先1	山梨県の他部署(総合県税事務所、パスポートセンターなど)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途	住民基本台帳法別表第五及び山梨県住民基本台帳法施行条例に掲げる、山梨県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	山梨県の他部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</p> <p>・山梨県においては、端末にアクセスするためにはID/パスワード及び生体認証が必要になる。また、代表端末を施錠管理及び入退室管理された部屋に保管し、業務端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</p>
②保管期間	期間	<p>[20年以上]</p> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。</p> <p>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。</p>
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	山梨県内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において、山梨県内のいずれかの市町村において戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))
その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) : 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 : 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
⑥事務担当部署	山梨県総務部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (山梨県内の市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出することがある。))
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [○] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度	<p>戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、山梨県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。</p>
④入手に係る妥当性	<p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機密に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる。とされている。</p> <p>※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p>
⑤本人への明示	<p>都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。</p> <p>※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において、山梨県内のいずれかの市町村において戸籍の附票に記載された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、山梨県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。</p>
	<p>変更の妥当性</p> <p>—</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※</p> <p>山梨県総務部市町村課</p>
	<p>使用者数</p> <p>[10人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※	<p>・山梨県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(山梨県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→山梨県の他の執行機関又は他部署)。</p> <p>※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p>
	<p>情報の突合 ※</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。</p>
	<p>情報の統計分析 ※</p> <p>該当なし。</p>
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> <p>該当なし。</p>

⑨使用開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	県民等から委託先名の問合せがあった場合は、山梨県総務部市町村課が回答する。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	山梨県の他の執行機関
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、山梨県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく山梨県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	山梨県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
移転先1	山梨県の他部署(総合県税事務所、パスポート室など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、山梨県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく山梨県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	山梨県の他部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</p> <p>・山梨県においては、端末にアクセスするためにはID/パスワード及び生体認証が必要になる。また、代表端末を施錠管理及び入退室管理された部屋に保管し、業務端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。</p>
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番

(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。そのため、市町村の住民基本台帳法所管課職員を対象とした説明会・研修会等において、法令に基づき厳格かつ適切な本人確認・審査を行うよう周知する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを手入できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることをシステムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配布する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 山梨県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、山梨県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者一覧表を作成し、アクセス権限を適切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操作者指定解除の報告を受けた際は、直ちに照合情報を削除して当該職員のアクセス権限を失効させるとともに、操作者一覧表に記録し、管理している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・業務アクセスログ確認手順書に基づき、本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を月毎に記録し、不正な操作がないことについて、操作履歴により確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、入退室管理簿との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・不正な操作の疑いがある場合は、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要なない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・他の地方公共団体等において、事務外の目的で閲覧したり、外部漏えいした者についての新聞記事等を部署内にて情報共有する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム管理者は、操作権限を有する職員に操作者証を交付し、着用を義務付ける。 ・業務端末設置場所の所属の職員は、業務端末の操作を開始しようとする者から操作者証の提示を受けて、必要な権限を有することをチェックする。 ・業務端末の操作を開始するにあたっては、情報セキュリティ責任者の承諾を要するものとする。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・本人確認情報の画面を画像データ等によって保存することを禁じる。 ・本人確認情報の開示・訂正の請求及び提供状況の開示請求に対し、法令に基づき適切に対応する。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	<p>都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。</p> <p>委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。</p> <p>そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務については、委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、山梨県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程に基づき、契約時に委託先が信用、技術、経験等を有しているか確認し、その記録を残す。また、受託者に対し、個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書により義務付けている。</p>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<p>都道府県サーバの運用及び監視に関する業務は、直接、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務であるため、委託先である機構には、これらの権限を付与しない。</p> <p>委託先である機構には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。</p> <p>また、委託先(再委託先を含む)は、災害等におけるデータ損失等への対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接本人確認情報に関与しない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う業務は実施しない。</p>

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務について、委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず、閲覧、更新はできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータ損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず、閲覧、更新はできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。なお、チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により報告を受けている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務について、委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である山梨県はチェックリストの結果について、機構から、月次で書面により報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について、機構の履行状況の立会い又は報告を受けることを契約書上明記している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>【内容】 ・集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ・山梨県が設置する代表端末等機器の運用管理に関する業務委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務について、委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>【内容】 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについて、住民基本台帳法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することとしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 【確認方法】 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、山梨県職員が現地調査し、適正に運用されているか確認する。</p>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 <p>等を契約書において定めるとともに、山梨県と同様の安全管理措置を義務付ける。 ※住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務について、委託先である機構と再委託先との契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対し、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。また、原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により県の承認を得ることとしている。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
都道府県サーバの運用及び監視に関する業務の委託に係る再委託先の選定については、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックの代表都道府県により構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報(個人番号・4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法において定められた事項についてのみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該操作者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。</p>	
その他の措置の内容	<p>「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、媒体へのデータ出力(書き込み)は職員が行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</p> <p>なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>また、山梨県の他の執行機関への情報提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 特用力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 特用力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 特用力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 特用力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 特用力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 特用力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 特用力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。また、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・山梨県においては、入退室記録をとって管理している部屋に代表端末を設置し、施錠管理する。また、業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠し、記録媒体の保管場所は施錠管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォール等を導入している。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住民基本台帳ネットワークシステムを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的を実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住民基本台帳法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスク等の廃棄時は、要領・手順書に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク等管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 なお、媒体連携の際に使用した磁気ディスク等は、当該媒体連携の目的を達した後直ちにその場で破壊するものとし、かつ、その記録を残す。 ・帳票については、要領・手順書に基づき、必要に応じて帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 山梨県内の市町村の戸籍の附票に記録された者の附票本人確認情報を管理し、山梨県内の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びびなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。) (2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者一覧表を作成し、アクセス権限を適切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操作者指定解除の報告を受けた際は、直ちに照合情報を削除して当該職員のアクセス権限を失効させるとともに、操作者一覧表に記録し、管理している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・不正な操作の疑いがある場合は、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要なない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム管理者は、操作権限を有する職員に操作者証を交付し、着用を義務付ける。 ・業務端末設置場所の所属の職員は、業務端末の操作を開始しようとする者から操作者証の提示を受けて、必要な権限を有することをチェックする。 ・業務端末の操作を開始するにあたっては、情報セキュリティ責任者の承諾を要するものとする。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・附票本人確認情報の画面を画像データ等によって保存することを禁じる。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧及び更新の権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。なお、チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により報告を受けている。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。</p>

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。</p> <p>・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。</p> <p>・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報(個人番号・4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。</p> <p>なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法及び住基法において定められた事項についてのみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該操作者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。</p>	
その他の措置の内容	<p>「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>媒体を用いて情報を連携する場合には、必要に応じて媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員が立会う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</p> <p>なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>また、山梨県他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・山梨県においては、入退室記録をとって管理している部屋に代表端末を設置し、施錠管理する。また、業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠し、記録媒体の保管場所は施錠管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、山梨県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	内部監査…年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの管理者、責任者及び操作者を対象にした研修を毎年度当初に実施し、住民基本台帳ネットワークシステムの管理・利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上、知識の習得を図り、その記録を残す。当該研修の未受講者には、eラーニング等インターネット上で可能な研修を実施し、その記録を残す。 ・操作者の違反行為が発覚した場合、違反した操作者の操作権限を停止する。
3. その他のリスク対策	
ネットワークの機能が正常に動作しない場合や本人確認情報に脅威を及ぼすおそれがある場合に、被害を未然に防ぎ、または被害の拡大を防止し早急な復旧を図るため、山梨県緊急時対応計画書を作成し、緊急時の対応が迅速にとれるよう体制と対応について整備している。セキュリティ会議においては、計画書に基づいた緊急時の対応を共有・確認し、また業務端末設置所属を対象に緊急時対応訓練を行う。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館4階 山梨県総務部市町村課 行政選挙担当(055-223-1424)
②請求方法	【開示請求】来庁し、又は郵送で、書面により、開示、訂正等を請求
特記事項	
③手数料等	<p>[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>【手数料額】 (手数料額、納付方 保有個人情報を出力した用紙1枚につき10円) 法:【納付方法】 窓口での現金納付</p>
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示、訂正等及び本人確認情報の提供状況の開示
公表場所	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館4階 山梨県総務部市町村課 行政選挙担当(055-223-1424)
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	山梨県総務部市町村課行政選挙担当 (電話:055-223-1424 ファクシミリ:055-223-1428)
②対応方法	問合せの内容について対応簿を作成し、対応について記録する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民意見提出制度実施要綱により実施
②実施日・期間	令和5年9月15日から令和5年10月14日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目			提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-7. ②所属長	泉 智徳	小田切 三男	事後	人事異動
令和2年7月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言一特記事項	住民基本台帳法	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	・知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱(以下「要綱」という。)第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・法令番号を追加
令和2年7月3日	I-1. ②事務の内容	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・文書の整理
令和2年7月3日	I-1. ②事務の内容(以下全体で16箇所の変更)	地方公共団体情報システム機構	機構	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・文書の整理
令和2年7月3日	I-1. ②事務の内容	③山梨県知事から山梨県の他の執行機関への本人確認情報の提供	③山梨県知事から本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・「他部署への移転」の追加
令和2年7月3日	I-2. システム1-②システムの機能	2. 山梨県の他の執行機関への情報提供 山梨県の他の執行機関による住民基本台帳法の規定に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。	2. 山梨県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 山梨県の他の執行機関又は他部署による住民基本台帳法の規定に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・「他部署への移転」の追加等
令和2年7月3日	I-2. システム1-②システムの機能	5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーとして都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとして都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・補足説明「(氏名、住所、性別、生年月日)」の追加
令和2年7月3日	I-4. ①事務実施上の必要性	都道府県では、	山梨県では、	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・文書の整理
令和2年7月3日	I-4. ①事務実施上の必要性	③山梨県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。	③山梨県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・「他部署からの照会」の追加
令和2年7月3日	I-5. 個人番号の利用一法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・システムの機能「本人確認情報整合」の根拠として、第30条の22を追加
令和2年7月3日	I-7. ②所属長	小田切 三男	課長	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・職名に変更

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	I-(別添1)事務の内容	(図中)	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報を含まない手続きを明記
令和2年7月3日	I-(別添1)事務の内容 (備考)-2.-2-②	※山梨県の他の執行機関又は他の部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場 合(注1)には、山梨県知事又は照会元において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・「山梨県知事又は照会元」を「山梨県の他の執行機関又は他部署」に変更
令和2年7月3日	I-(別添1)事務の内容 (備考)-2.-2-②(同項目中2箇所の変更)	他の部署	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・文言の整理
令和2年7月3日	I-(別添1)事務の内容 (備考)-3.-3-①	住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報を含まない手続きを明記
令和2年7月3日	II-2.-⑤保有開始日	平成27年7月予定	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・保有を開始した日を記載
令和2年7月3日	II-3.-⑥使用方法(同項目中4箇所の変更)	山梨県の他の執行機関	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・「他部署」を追加
令和2年7月3日	II-3.-⑥使用方法-権利利益に影響を与えうる決定	なし	該当なし	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・文言の整理
令和2年7月3日	II-4.-委託事項1-⑤委託先名の確認方法	山梨県情報公開条例に基づく開示請求	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・開示請求を要しない
令和2年7月3日	II-4.-委託事項1-⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・文言の整理
令和2年7月3日	II-4.-委託事項1-⑥再委託の許諾方法	書面による事前承諾	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・事前承諾を要しない
令和2年7月3日	II-4.-委託事項2-⑤委託先名の確認方法	山梨県情報公開条例に基づく開示請求	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・開示請求を要しない
令和2年7月3日	II-5.-提供先1	地方公共団体情報システム機構	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・文言の整理
令和2年7月3日	II-5.-提供先2-②提供先における用途	住民基本台帳法別表第六に掲げる、山梨県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・(例)を追加
令和2年7月3日	II-5.-移転先1	山梨県の他部署	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・主な部署名を記載
令和2年7月3日	II-5.-移転先1-①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の15第1項	事後	・要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施 ・補足説明「(本人確認情報の利用)」を追加

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	Ⅱ-5. ー(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたことに伴う追加
令和2年7月3日	Ⅲ-2. ーリスク1ー必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報(住民基本台帳法第30条の6第1項に基づく市町村CSからの通知に限定される。)のみを入手できることを、システム上で担保する。	事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・住民基本台帳法第30条の6第1項に基づく市町村CSからの通知に限定されない
令和2年7月3日	Ⅲ-2. ーリスク4ーリスクに対する措置の内容	・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、人為的なアクセスが行われることはない。	事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・補足説明「操作者は存在せず」を追加
令和2年7月3日	Ⅲ-2. ーリスク4ーリスクに対する措置の内容	都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。	事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・「都道府県内」を「山梨県内」に修正
令和2年7月3日	Ⅲ-3. ーリスク2ーアクセス権限の管理ー具体的な管理方法	・不正アクセスを分析するために、検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・補足説明「都道府県サーバの」を追加
令和2年7月3日	Ⅲ-3. ーリスク2ーアクセス権限の管理ー特定個人情報の使用の記録	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。	事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・記録の確認頻度を明記
令和2年7月3日	Ⅲ-3. ーリスク4ー特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・業務端末設置場所の所属の職員が、業務端末を現に操作する者が必要な権限を有することをチェックすることとし、その際の確認を行うために、情報システム管理者は操作者証を操作権限を有する職員に交付し、着用を義務付ける。また、操作者が操作を開始するにあたっては、情報セキュリティ責任者の承諾を要するものとする。	事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・内容を分かりやすくするため記述を3分割
令和2年7月3日	Ⅲ-3. ーリスク4ー特定個人情報の使用におけるその他のリスクに対する措置	・本人確認情報の画面を画像データ等による保存することを禁じる。	事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・「による」を「によって」に修正

変更日	項目			提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	Ⅲ-4. 情報保護管理体制の確認	委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、山梨県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 受託者に対し、個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書により義務付けている。	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務については、委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、山梨県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程に基づき、契約時に委託先が信用、技術、経験等を有しているか確認し、その記録を残す。また、受託者に対し、個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書により義務付けている。	事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領(都道府県版)(令和元年7月23日改定)を参考に記述内容を更新
令和2年7月3日	Ⅲ-4. 一特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限 —具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 ・閲覧/更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務は、直接、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務であるため、委託先である機構には、これらの権限を付与しない。 委託先である機構には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 また、委託先(再委託先を含む)は、災害等におけるデータ損失等への対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。	事後	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領(都道府県版)(令和元年7月23日変更)を参考に記述内容を更新

変更日	項目			提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	Ⅲ-4. 一特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱い記録を残す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務について、委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず、閲覧、更新はできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータ損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず、閲覧、更新はできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理庫と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。なお、チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により報告を受けている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う業務は実施しない。 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領(都道府県版)(令和元年7月23日変更)を参考に記述内容を更新
令和2年7月3日	Ⅲ-4. 一特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法-特定個人情報の提供ルール-委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 (「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である地方公共団体情報システム機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である地方公共団体情報システム機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、地方公共団体情報システム機構から、月次で書面により、「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告」について「6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について、地方公共団体情報システム機構の履行状況の立会い又は報告を受けることを契約書上明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務について、委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である山梨県はチェックリストの結果について、機構から、月次で書面により報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について、機構の履行状況の立会い又は報告を受けることを契約書上明記している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う業務は実施しない。 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領(都道府県版)(令和元年7月23日改定)を参考に記述内容を更新

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	Ⅲ-4. 一特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法-特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【確認方法】 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務について、委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	事後 ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領(都道府県版)(令和元年7月23日改定)を参考に記述内容を更新
令和2年7月3日	Ⅲ-4. 一特定個人情報の過去のルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し、消去 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを外都業者にて溶解処理 ・データが紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し、消去 【確認方法】 ・受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の報告書の提出を求める。	事後 ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領(都道府県版)(令和元年7月23日改定)を参考に記述内容を更新
令和2年7月3日	Ⅲ-4. 一委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定-規定の内容	(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務) ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を契約書において定めるとともに、山梨県と同様の安全管理措置を義務付ける。 ※住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う業務は実施しない。	事後 ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領(都道府県版)(令和元年7月23日改定)を参考に記述内容を更新

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明	
令和2年7月3日	Ⅲ-4. 一再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱の確保—具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託先においても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない業務とする。 （「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」のみが該当する方法） ・委託先である地方公共団体情報システム機構と再委託先との契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない）業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対し、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務について、委託先である機構と再委託先との契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない）業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対し、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない）業務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う業務は実施しない。また、原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により県の承認を得ることとしている。 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載要領（都道府県版）（令和元年7月23日改定）を参考に記述内容を更新
令和2年7月3日	Ⅲ-4. 一特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務の委託に係る再委託先の選定については、都道府県サーバ集約に伴う関連評価委員会（都道府県の各ブロックの代表都道府県により構成）が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載要領（都道府県版）（令和元年7月23日改定）を参考に記述内容を更新
令和2年7月3日	Ⅲ-5. 一リスク1—特定個人情報の提供・移転の記録—具体的な方法	7年間分	7年分	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・文言の整理
令和2年7月3日	Ⅲ-5. 一その他の措置の内容	媒体を用いて情報を連携する場合には、必要に応じて媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員が立ち会う。	媒体を用いて情報を連携する場合には、媒体へのデータ出力（書き込み）は職員が行う。	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載要領（都道府県版）（令和元年7月23日改定）を参考に記述内容を更新
令和2年7月3日	Ⅲ-7. 一リスク1—⑤物理的対策—具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県においては、代表端末及び記録媒体を、入退室記録をとって管理している部屋に保管し、業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県においては、入退室記録をとって管理している部屋に代表端末を設置し、施錠管理する。また、業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠し、記録媒体の保管場所は施錠管理する。 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・「施錠管理」についての記載を追加。
令和2年7月3日	Ⅳ-2. 従業者に対する教育・啓発—従業者に対する教育・啓発—具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの操作者を対象にした研修を毎年度当初に実施。また、従業者には、セキュリティに係る資格等に要する知識の習得に努めさせるとともに、研修の機会も用意することとする。これらの措置により、住民基本台帳ネットワークシステムの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上、知識の習得を図り、その記録を残す。 ・従業者の違反行為が発覚した場合、違反した従業者の操作権限を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの管理者、責任者及び操作者を対象にした研修を毎年度当初に実施し、住民基本台帳ネットワークシステムの管理・利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上、知識の習得を図り、その記録を残す。当該研修の未受講者には、eラーニング等インターネット上で可能な研修を実施し、その記録を残す。 ・操作者の違反行為が発覚した場合、違反した操作者の操作権限を停止する。 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・研修未受講者に対する措置を追加

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明	
令和2年7月3日	IV-3.その他のリスク対策		事前	・要綱第12第1項の規定に基づく評価の再実施 ・新規追加	
	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理 及び提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法 の一部改正に伴う変更
	表紙 個人のプライバシー等の 権利利益の保護の宣言	山梨県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人 確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情 報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが 個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこと を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリ スクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバ シー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	山梨県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における 特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし かねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を 発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって 個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言 する。	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法 の一部改正に伴う変更
	表紙 特記事項	・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県は、住 民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)に基づき市区 町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県 サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道 府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・ 性別」をいう。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報 に限定される。 ・住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を使用し、指定 情報処理機関(地方公共団体情報システム機構)が管理するファイ アウォールにより厳重な通信制御を行う等、厳格な不正アクセ ス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、 システム操作者に住民基本台帳法に基づく守秘義務を課し、操 作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存す る等の対策を講じている。 ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集 約し、その運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託 している。	・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県は、住 民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(以下、住基法 という。)に基づき市区町村から住民の本人確認情報に関する通 知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報 として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報 (「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。)、個人番号、住民票コ ード及びこれらの変更情報に限定される。 ・附票連携システムにおいて、都道府県は、住基法に基づき市区 町村から附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県 サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。 都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・ 生年月日・性別」をいう。)、住民票コード及びこれらの変更情報 に限定される。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムは専 用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システ ム機構)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行 う等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不 正利用の防止のため、システム操作者に住民基本台帳法に基づ く守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システ ムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1 カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方公共団体情 報システム機構に委託している。	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法 の一部改正に伴う変更
	I-1. -①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理 及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法 の一部改正に伴う変更

変更日	項目			提出時期	提出時期に係る説明
	I-1. ①事務の内容	<p>都道府県は、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして住民基本台帳ネットワークシステムを市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に、山梨県では、住民基本台帳法の規定により、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う(別添1を参照)。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③山梨県知事から本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に山梨県では、住民基本台帳法の規定により、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う(別添1を参照)。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③山梨県知事から本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1-1-②事務の内容	事前	<p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ（以下「市町村CS」という。）、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれないものの、「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は附票連携システム上、個人番号に紐付けてアクセスできるとの観点から、特定個人情報ファイルに該当する。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>
	I-2-システム1 -③他のシステムとの接続	事前	<p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更</p>
	I-2-システム2 -①システムの名称	事前	<p>附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの中の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p> <p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更</p>

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	I-2-システム2 ②システムの機能	-	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	同上	-	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	I-2-システム2 ③他のシステムとの接続	-	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

1. 附票本人確認情報の更新
 :都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。
 2. 山梨県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
 :山梨県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。
 その際、番号法で認められた場合に限る。山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する可能性がある。
 3. 附票本人確認情報の開示
 :法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。
 4. 機権への情報照会
 :附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索
 :附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
 6. 附票本人確認情報整合
 :都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記載された附票本人確認情報の整合性確認を行う。

[O] 住民基本台帳ネットワークシステム

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明	
	I-3	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附属本人確認情報ファイル	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更	
	I-4 ①事務実施上の必要性	<p>山梨県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③山梨県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 山梨県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。	<p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③山梨県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	I-4 ①事務実施上の必要性	-	<p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 山梨県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団地で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、山梨県内の戸籍の附票に登録された者に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機権に対して通知する。 ③山梨県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照元元に提供・移転する可能性がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</p>	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	I-4 ②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	1-5	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	(別添1)	-	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	(別添1) (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	-	新規に作成	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	(別添1) (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務(備考)	-	1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①山梨県の戸籍の附票に記載された者に対し市町村において受け付けた異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。 1-②附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1) (2)附票本人確認情報の管理 及び提供等に関する事務 (備考)	<p>2. 山梨県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転</p> <p>2-①山梨県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>2-②山梨県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>その際、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。</p> <p>※山梨県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、山梨県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(注2)により行う。</p> <p>(注1)山梨県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。</p> <p>(注2)媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。</p>	事前	<p>・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更</p>

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1) (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考)		3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。 4. 機構への情報照会に係る事務 4-①機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 4-②機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。 6. 附票本人確認情報整合 6-①市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6-②附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。 6-③附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル II-1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に併せた見直し
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル II-5 提供先2 の提供先における用途	住民基本台帳法別表第六に掲げる、山梨県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	住民基本台帳法別表第六及び山梨県住民基本台帳法施行条例に掲げる、山梨県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	事後 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に併せた見直し ・山梨県住民基本台帳法施行条例第3条の規定に基づく追加
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル II-5 移転先1	山梨県の他部署(総合県税事務所、パスポートセンターなど)	山梨県の他部署(総合県税事務所、パスポート室など)	事後 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に併せた見直し ・組織改編
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル II-6 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。	事後 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に併せた見直し

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-1	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ①ファイルの種類	システム用ファイル	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ①対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ③対象となる本人の範囲	山梨県内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記載された者 ※削除者を含む。 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において、山梨県内のいずれかの市町村において戸籍の附票に記載された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ④記録される項目	2) 10項目以上50項目未満 [O] 個人番号 [O] 4情報(氏名、住所、性別、生年月日) [O] その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。)) ・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) ・法令に基づき戸籍の附票に記載された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 ・国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合限り、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。 別添2を参照。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ⑤保有開始日	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)1附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。」
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ⑤事務担当部署	事前	山梨県総務部市町村課
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ①入手元	事前	〔〇〕地方公共団体・地方独立行政法人(山梨県内の市町村) 〔〇〕その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合があります))
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ②入手方法	事前	〔〇〕専用線
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ③入手の時期・頻度	事前	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、山梨県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合があります。

変更目	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ④ 入手に係る妥当性	<p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都庁、当該市町村を通じて入手し、機密に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる。とされている。</p> <p>※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p>	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑤ 本人への明示	<p>都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。</p> <p>※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p>	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑥ 使用目的	<p>本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において、山梨県内のいずれかの市町村において戸籍の附票に記載された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、山梨県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都庁抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。</p>	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑦ 使用の主体	<p>山梨県総務部市町村課</p> <p>10人未満</p>	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑥使用方法		・山梨県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会を受け(山梨県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→山梨県の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑥使用方法 情報の突合		・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑥使用方法 情報の統計分析	該当なし。	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑥使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	該当なし。	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑥使用開始日		「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託の有無	委託する (1件)	事前	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ① 委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同上	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない業務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記載された情報そのものを扱う業務は実施しない。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ③委託先における取扱者数	10人未満	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	IOI専用線	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑤委託先名の確認方法	県民等から委託先名の問合せがあった場合は、山梨県総務部市町村課が回答する。	・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑦再委託の有無	再委託する	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(1件) [O]移転を行っている(1件)	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1	山梨県以外の執行機関	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、山梨県以外の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく山梨県以外の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	[2. 基本情報③対象となる本人の範囲]と同上	事前 ・「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ⑥ 提供方法	—	【Q】その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ⑦ 時期・頻度	—	山梨県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1	—	山梨県の他部署(総合県税事務所、パスポート室など)	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ① 法令上の根拠	—	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ② 移転先における用途	—	住基法別表第五に掲げる、山梨県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ③ 移転する情報	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく山梨県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ④ 提供する情報の対象となる本人の数	—	100万人以上1,000万人未満	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同上	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ⑥ 移転方法	[O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] 紙 [O] その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ⑦ 時期・頻度	山梨県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-6 ① 保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施設管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・山梨県においては、端末にアクセスするためにはID/パスワード及び生体認証が必要になる。また、代表端末を施設管理及び入退室管理された部屋に保管し、業務端末及び記録媒体を施設管理された部屋に保管する。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-6 ② 保管期間	[1] 1年未満] 附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-6 ③ 消去方法	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分 イ その他 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル III-1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル III-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。

変更日	項目			提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務の委託に係る再委託先の選定については、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックの代表都道府県により構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に併せた見直し
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、山梨県以外の執行機関への情報提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、山梨県以外の執行機関への情報提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	事後	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に併せた見直し
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-1	-	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	-	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、山梨県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</p> <p>・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。</p> <p>・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。</p> <p>※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。</p> <p>山梨県内の戸籍の附票に記載された者の附票本人確認情報を管理し、山梨県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。</p> <p>データの安全保障対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びびなりすまし等を防止する。</p>	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク1 宛名システム等における措置の内容	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。) (2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク2 ユーザ認証の管理	生体認証による操作者認証を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 4? 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・情報システム管理者は、操作権限を有する職員に操作者証を交付し、着用を義務付ける。 ・業務端末設置場所の所属の職員は、業務端末の操作を開始しようとする者から操作者証の提示を受けて、必要な権限を有することをチェックする。 ・業務端末の操作を開始するにあたっては、情報セキュリティ責任者の承諾を要するものとする。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・附票本人確認情報の画面を画像データ等によって保存することを禁じる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧及び更新の権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 ・委託先(再委託先を含む)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。なお、チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により報告を受けている。 	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託先である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。 	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。 	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法		事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録		特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール		番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-5 リスク1 その他の措置の内容		「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、必要に応じて媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員が立会う。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-5 リスク2 リスクに対する措置の内容		連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、山梨県の他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-7 リスク1 ①NISC政府機関統一基準群	政府機関ではない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-7 リスク1 ⑤物理的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施設管理する。 ・都道府県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施設管理する。 	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-7 リスク1 ⑥技術的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォール(ほかに侵入検知システム(IDS)/侵入防御システム(IPS)の導入を予定している場合は追記する。)を導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目		提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-7 リスク1 ⑩死者の個人番号	-	保管していない	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-7 リスク2 リスクに対する措置の内容	-	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、自都道府県以外の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-7 リスク3 消去手順	-	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 	事前 「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更